

令和3年筑北村議会9月定例会会議録 第3号

令和3年 9月17日

第 3 号 (9月17日)

○開 議	4
○議事日程の報告	4
○認定第1号の質疑、討論、採決	4
○認定第2号の質疑、討論、採決	5
○認定第3号の質疑、討論、採決	5
○認定第4号の質疑、討論、採決	6
○認定第5号の質疑、討論、採決	7
○認定第6号の質疑、討論、採決	7
○認定第7号の質疑、討論、採決	8
○認定第8号の質疑、討論、採決	8
○認定第9号の質疑、討論、採決	9
○認定第10号の質疑、討論、採決	9
○認定第11号の質疑、討論、採決	10
○認定第12号の質疑、討論、採決	11
○認定第13号の質疑、討論、採決	11
○議案第43号の質疑、討論、採決	12
○議案第44号の質疑、討論、採決	13
○議案第45号の質疑、討論、採決	13
○議案第46号の質疑、討論、採決	14
○議案第47号の質疑、討論、採決	14
○議案第48号の質疑、討論、採決	15
○議案第49号の質疑、討論、採決	16
○議案第50号の質疑、討論、採決	16
○議案第51号の質疑、討論、採決	17
○議案第52号の質疑、討論、採決	17
○議案第53号の質疑、討論、採決	18
○議案第54号の質疑、討論、採決	19
○議案第55号の質疑、討論、採決	20
○議案第56号の質疑、討論、採決	20
○議案第57号の質疑、討論、採決	21
○議案第58号の質疑、討論、採決	22
○議案第59号の質疑、討論、採決	22
○議案第60号の質疑、討論、採決	23

○議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	2 5
○議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	2 5
○議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	2 6
○議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6
○諮問第 2 号の上程、説明、質疑、採決	2 7
○穂高広域施設組合議会議員の補欠選挙	2 8
○請願第 2 号の採決	3 0
○請願第 3 号の採決	3 0
○陳情第 2 号の上程、委員長報告、質疑、採決	3 1
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3
○発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議員派遣の件	3 5
○関川修次議員の議員辞職の件	3 6
○村長あいさつ	3 8
○閉 会	4 0
○署 名	4 1

令和３年度９月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第３号）

令和３年９月１７日（金）午前９時開議

日程第 1	認定第 1 号	令和２年度筑北村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2	認定第 2 号	令和２年度筑北村バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3	認定第 3 号	令和２年度筑北村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	認定第 4 号	令和２年度筑北村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 5 号	令和２年度筑北村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 6 号	令和２年度筑北村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 7 号	令和２年度筑北村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 8 号	令和２年度筑北村とくら温泉施設特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	認定第 9 号	令和２年度筑北村差切峡温泉施設特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 10	認定第 10 号	令和２年度筑北村冠着温泉施設特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 11	認定第 11 号	令和２年度筑北村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 12	認定第 12 号	令和２年度筑北村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 13	認定第 13 号	令和２年度筑北村合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 14	議案第 43 号	令和３年度筑北村一般会計補正予算（第３号）
日程第 15	議案第 44 号	令和３年度筑北村バス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第 16	議案第 45 号	令和３年度筑北村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第 17	議案第 46 号	令和３年度筑北村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第１号）
日程第 18	議案第 47 号	令和３年度筑北村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第 19	議案第 48 号	令和３年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第 20	議案第 49 号	令和３年度筑北村宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第 21	議案第 50 号	令和３年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第１号）
日程第 22	議案第 51 号	令和３年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第１号）
日程第 23	議案第 52 号	令和３年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第１号）
日程第 24	議案第 53 号	令和３年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第 25	議案第 54 号	令和３年度筑北村集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

- 日程第 26 議案第 55 号 令和 3 年度筑北村合併浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 56 号 筑北村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例について
- 日程第 28 議案第 57 号 筑北村防災広場設置及び管理に関する条例について
- 日程第 29 議案第 58 号 筑北村国民保護協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30 議案第 59 号 筑北村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31 議案第 60 号 筑北村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32 議案第 61 号 筑北村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33 議案第 62 号 筑北村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 34 議案第 63 号 過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 35 議案第 64 号 令和 3 年度社会資本整備総合交付金村道中の峠切田線支線 2 号線改良工事請負契約について
- 日程第 36 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 37 穂高広域施設組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 38 請願第 2 号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の採択を求める請願について
- 日程第 39 請願第 3 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願について
- 日程第 40 陳情第 2 号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」について
- 日程第 41 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 41 まで議事日程に同じ

出席議員（10 名）

3 番 横 山 敬 君

4 番 関 川 修 次 君

5 番 佐 藤 文 男 君

6 番 勝 田 昇 君

7 番 前 山 健 治 君

8 番 小 山 正 博 君

9 番 中 村 弘 君

10 番 吉 池 昌 昭 君

11 番 鎌 田 欣 子 君

12 番 待 井 安 登 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 関 川 芳 男 君 副 村 長 欠 員

教 育 長 滝 澤 昭 文 君 総 務 課 長 山 田 充 彦 君

会 計 管 理 者 高 野 弥 寿 生 君 企 画 財 政 課 長 久 保 村 公 雄 君

住 祉 課 民 長 堀 内 克 美 君 産 業 課 長 山 田 隆 宣 君

建 設 課 長 宮 島 治 彦 君 観 光 課 長 中 澤 明 彦 君

教 育 次 長 窪 田 信 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 細 田 雅 義 君

◎開議の宣告

○議長（待井安登議員） 定刻になりました。ただいまから令和3年筑北村議会9月定例会第3日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（待井安登議員） 議事日程により会議を進めます。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第1、認定第1号 令和2年度筑北村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 一般会計決算認定の温泉施設特別会計への繰出金の関係の繰入措置、繰出金を減らさないで繰入をする措置について、私はこの決算については賛成できません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 賛成者の発言を許します。賛成者の方、おりませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 挙手多数。

したがって、認定第1号 令和2年度筑北村一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第2、認定第2号 令和2年度筑北村バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、認定第2号 令和2年度筑北村バス事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第3、認定第3号 令和2年度筑北村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、認定第3号 令和2年度筑北村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、
原案のとおり認定されました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第4、認定第4号 令和2年度筑北村国民健康保険診療所特別会計歳入
歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、認定第4号 令和2年度筑北村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定につい
ては、原案のとおり認定されました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第5、認定第5号 令和2年度筑北村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、認定第5号 令和2年度筑北村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第6、認定第6号 令和2年度筑北村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより認定第6号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、認定第6号 令和2年度筑北村介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案

のとおり認定されました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第7、認定第7号 令和2年度筑北村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより認定第7号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、認定第7号 令和2年度筑北村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第8、認定第8号 令和2年度筑北村とくら温泉施設特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより認定第8号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 挙手多数。

したがって、認定第8号 令和2年度筑北村とくら温泉施設特別会計歳入歳出決算認定については、
原案のとおり認定されました。

◎認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第9、認定第9号 令和2年度筑北村差切峡温泉施設特別会計歳入歳出
決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより認定第9号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 挙手多数。

したがって、認定第9号 令和2年度筑北村差切峡温泉施設特別会計歳入歳出決算認定については、
原案のとおり認定されました。

◎認定第10号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第10、認定第10号 令和2年度筑北村冠着温泉施設特別会計歳入歳出
決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより認定第 10 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 挙手多数。

したがって、認定第 10 号 令和 2 年度筑北村冠着温泉施設特別会計歳入歳出決算認定については、
原案のとおり認定されました。

◎認定第11号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 11、認定 11 号 令和 2 年度筑北村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより認定第 11 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、認定第 11 号 令和 2 年度筑北村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、
原案のとおり認定されました。

◎認定第12号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 12、認定第 12 号 令和 2 年度筑北村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより認定第 12 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、認定第 12 号 令和 2 年度筑北村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第13号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 13、認定第 13 号 令和 2 年度筑北村合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより認定第 13 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、認定第 13 号 令和 2 年度筑北村合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第14、議案第43号 令和3年度筑北村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 10番、吉池です。1点お伺いをしますけれど、特に9ページの総務費の負担金の高速情報通信網の負担金の滞納なんですけれど、現在もこの高速情報通信網についてはテレビ松本のほうへいって、実際にはもう村の施設というか、村が管理しているものはない中で、この滞納というものを村としてどうやって処理していくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 公平性の観点からも滞納者には督促を続けて徴収に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第43号 令和3年度筑北村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 15、議案第 44 号 令和 3 年度筑北村バス事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 44 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 44 号 令和 3 年度筑北村バス事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 16、議案第 45 号 令和 3 年度筑北村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 45 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 45 号 令和 3 年度筑北村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案の

とおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 17、議案第 46 号 令和 3 年度筑北村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 46 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 46 号 令和 3 年度筑北村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 18、議案第 47 号 令和 3 年度筑北村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 47 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 47 号 令和 3 年度筑北村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 19、議案第 48 号 令和 3 年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 48 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 48 号 令和 3 年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 20、議案第 49 号 令和 3 年度筑北村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 49 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 49 号 令和 3 年度筑北村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 21、議案第 50 号 令和 3 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 50 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 50 号 令和 3 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 22、議案第 51 号 令和 3 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 51 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 挙手多数。

したがって、議案第 51 号 令和 3 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 23、議案第 52 号 令和 3 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 52 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 挙手多数。

したがって、議案第 52 号 令和 3 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第24、議案第53号 令和3年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 今回の水源の関係の1億円余りの補正でございますけれども、私は事務局からの説明の中で、「ただいま精査中」というような言葉がありました。そういう中で補正予算はいいにしても、これでもう私たちの任期も終わりますし、村長も勇退されるという中で、私はこの事業について拙速な工事に入るのではなくて、新しい村長、新しい議員の中でよく検討してもらって進めるとともに、事務局のほうもよく精査していただいて、工事を行うべきだということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 議員のご指摘の予算要求でございますけれども、予算要求時点におきましては概略での要求ということでございました。予算説明の中でも申し上げましたけれども、1億円は優に下回るということで、先ごろ設計書のほうもできてまいりました。不用額につきましては、工事の進捗を確認しながら減額補正をしてまいりますし、必要以上に使うということは毛頭考えてございません。また早急にやりたいというところにつきましては、一日も早く新しい水源の水を皆さんに供給できるような体制を整えたい、来シーズンの渇水期に水が供給できる体制をやるにつけては、今からの発注が妥当というふうに考えてもおりますし、企業誘致のところにも水量拡張ということで計画してございます。次の第2弾、3弾を行うに当たってはなるべく早くに供給していく体制を整えるべきということで、今回補正予算での要求ということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 53 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 挙手多数。

したがって、議案第 53 号 令和 3 年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 25、議案第 54 号 令和 3 年度筑北村集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 54 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 54 号 令和 3 年度筑北村集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 26、議案第 55 号 令和 3 年度筑北村合併浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 55 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 55 号 令和 3 年度筑北村合併浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 27、議案第 56 号 筑北村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 56 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 56 号 筑北村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 28、議案第 57 号 筑北村防災広場設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

10 番、吉池議員。

○10 番（吉池昌昭議員） 防災広場の国道沿いに芝生広場がつくってあります。芝生広場のこれからの管理はどなたがなさるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） 芝生の部分の管理については、隣の倉庫等施設、敷地内含めまして総務課で管理をすることになります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10 番、吉池議員。

○10 番（吉池昌昭議員） どうしてこんなことを言うかということ、国道沿いの一番目立つところで、しっかりと管理をしないと芝生広場、雑草がすぐ生えてきます。そういう中で私は大変管理が難しい芝生をつくっていただけたけれども、しっかりした管理をしていただきたいということで申し上げました。

以上です。

○議長（待井安登議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 57 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 57 号 筑北村防災広場設置及び管理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 29、議案第 58 号 筑北村国民保護協議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 58 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 58 号 筑北村国民保護協議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 30、議案第 59 号 筑北村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 59 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 59 号 筑北村個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 31、議案第 60 号 筑北村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

10 番、吉池議員。

○10 番（吉池昌昭議員） きのうち一般質問の中でちょっと触れましたけれども、長期継続契約、5 年というようなことになろうかと思えますけれども、この自動車運行の業務に関する契約を締結するに当たって、村はこの長期継続契約をもとにどのような手法でその契約に進めるのか。ただ見積もりでやるのではなくて、私は 3 億円余の 5 年間である事業に関して、ただ安易にやるようなことではいけないと思って、今、質問しますけれども、今の村の考え方について、お聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） これからの契約というお話でございますけれども、まず契約の方法につきましてはプロポーザル方式、あるいは指名競争入札等々の手法があろうかというふうに考えております。やはり金額も多額でございますので、村のほうとしましてもしっかりとした仕様書を作成する中で、事務を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから契約の期間ですけれども、条例上では 5 年を限度とするという形になっておりますが、まだ契約期間についてはこれから調整していくところでございますので、その辺については今後の検討ということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10 番、吉池議員。

○10 番（吉池昌昭議員） 周知期間を今から、もうプロポーザルにするか指名競争入札にするかわかりませんが、広く公開をして、私はやっていくのが村として責務だと思います。ただ今までやってきたからいいと、この 3 月の議会でも私、申し上げましたけれども、去年までやっていた業者が随契でやるようなことをすること自体が、私は村の皆さんの税金を使ってやることですので、私はそうい

うことを十分に踏まえた長期継続契約ということをやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） ただいまご意見等もいただいておりますので、その点も留意をしながらこれから準備を進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 60 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 挙手多数。

したがって、議案第 60 号 筑北村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 32、議案第 61 号 筑北村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 61 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 61 号 筑北村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 33、議案第 62 号 筑北村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 62 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 62 号 筑北村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 34、議案第 63 号 過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 63 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 63 号 過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 35、議案第 64 号 令和 3 年度社会資本整備総合交付金 村道中の峠切田線支線 2 号線改良工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

関川村長。

○村長（関川芳男） 議案第 64 号 令和 3 年度社会資本整備総合交付金 村道中の峠切田線支線 2 号線改良工事請負契約についてですが、令和 3 年 9 月 15 日、6 社での指名競争入札の結果、長野県東筑摩郡筑北村西条 4269、株式会社関川組が消費税込み 5,368 万円で落札し、9 月 16 日付で仮契約をしたところです。工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、筑北村議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条で、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とするとされていますので、議会の議決を求めるものでございます。

なお工期につきましては、議会の議決の日から令和 4 年 3 月 29 日までといたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

これより議案第 64 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 64 号 令和 3 年度社会資本整備総合交付金 村道中の峠切田線支線 2 号線改良工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎諮問第 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 36、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（関川芳男） 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてですが、令和 3 年 12 月 31 日付で任期が満了する人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。

任期は 3 年であります。

今回諮問します久保田房男氏は、住民の信頼も厚く、人権擁護委員として適任であると判断されたことから推薦をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第 2 号については、適任ということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第 2 号については適任という意見を付し、答申することに決定いたしました。

ここで過日社会文教常任委員会において、筑北村議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、正副常任委員長の互選が行われましたので、その報告を求めます。

社会文教常任委員会。

8 番、小山議員。

○8 番（小山正博議員） 8 番、小山正博です。互選の結果、社会文教常任委員長に 8 番、小山正博、社会文教常任副委員長に 4 番、関川修次議員と決定いたしました。

以上、報告いたします。

◎穂高広域施設組合議会議員の補欠選挙

○議長（待井安登議員） 次に日程第 37、穂高広域施設組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

穂高広域施設組合議会議員に、8 番、小山正博議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました 8 番、小山正博議員を穂高広域施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました 8 番、小山正博議員が穂高広域施設組合議会議員に当選されました。

続きまして、委員会に付託した請願・陳情の審査結果の報告を求めます。

最初に、請願について、小山社会文教常任委員長。

8 番、小山議員。

○社会文教常任委員長（小山正博議員） 社会文教常任委員長の小山です。請願・陳情審査報告書を報告いたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、議会規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

受付番号、請願第 2 号。

付託年月日、令和3年9月10日。

件名、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願。

審査の結果、採択。

委員会の意見、請願の趣旨により本件は採択と決定しました。

措置、意見書送付。

続きまして、請願第3号。

受付番号、請願第3号。

付託年月日、令和3年9月10日。

件名、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願。

審査の結果、採択。

委員会の意見、請願の趣旨により本件は採択と決定しました。

措置、意見書送付。

以上です。

○議長（待井安登議員） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

◎請願第2号の採決

○議長（待井安登議員） 日程第38、請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎請願第 3 号の採決

○議長（待井安登議員） 続いて日程第 39、請願第 3 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 3 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎陳情第 2 号の上程、委員長報告、質疑、採決

○議長（待井安登議員） 続きまして、陳情について勝田総務常任委員長。

6 番、勝田委員長。

○総務常任委員長（勝田 昇議員） 6 番、勝田、総務常任委員会でございます。陳情・請願についてご報告申し上げます。

本委員会に付託された陳情の審査の結果、次のように決定いたしましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

受付番号、陳情第 2 号。

付託年月日、令和 3 年 9 月 10 日。

件名、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

審査の結果、採択と決定いたしました。

委員会の意見、陳情の趣旨により本件は採択と決定いたしました。

措置といたしまして、意見書の送付をいたすものでございます。よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（待井安登議員） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより陳情第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま採択となりました請願・陳情に関する意見書等の案件が提出されました。これから日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、これらを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時 分

再開 午前 9時 分

○議長（待井安登議員） 休憩前に引き続き、会議を行います。

追加の議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 追加日程第1、発議第3号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求

める意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 11 番、鎌田です。

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書。

本年度から 5 年計画で小学校の 35 人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に 40 年ぶりであり、歓迎するものです。しかし 35 人学級では不十分であり、中学校は 40 人のままです。今回の意見書は、どの子にも行き届いた教育をするためにさらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求めるとともに、複式学級の学級定員を引き下げをを求めるものです。

皆様のご理解、ご賛同をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 4 番、関川議員。

○4 番（関川修次議員） 4 番、関川でございます。

ただいまの提出者の意見に賛同いたします。

○議長（待井安登議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これから発議第 3 号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 3 号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 追加日程第 2、発議第 4 号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準を戻すことを求める意見書を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

4 番、関川議員。

○4 番（関川修次議員） 提出者の趣旨説明を申し上げます。

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書ということで、へき地教育振興法第1条、教育の機会均等の趣旨に基づき、かつへき地における教育の特殊事情を鑑み、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もって、へき地における教育の水準の向上を図ることを目的とすると、これに照らし合わせ、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性が一層拡大している実情を十分把握し、近隣県との均衡を勘案し、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率を 2005 年度以前の定率に戻すことを求めるものでございます。

皆様のご理解とご賛同をお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） ただいまの提出者の意見に賛同いたします。

○議長（待井安登議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 追加日程第3、発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） 5 番、佐藤です。提出者の趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが必要でございます。そのための意見書提出ですので、皆様のご理解、ご賛同をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 6 番、勝田議員。

○6 番（勝田 昇議員） ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（待井安登議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（待井安登議員） 続いて日程第41に戻り、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

なお緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定しますので、ご了承ください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時05分

○議長（待井安登議員） ……関川修次議員から、議員の辞職願が提出されました。

お諮りします。関川修次議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、関川修次議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時 分

再開 午前10時 分

○議長（待井安登議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎関川修次議員の議員辞職の件

○議長（待井安登議員） 追加日程第4、関川修次議員の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、関川修次議員の退室を求めます。

〔4番、関川修次議員 退出〕

○議長（待井安登議員） 事務局に辞職願を朗読させます。

事務局。

○議会事務局（ ） それでは今、提出されました辞職願を朗読いたします。

筑北村議会議長、待井安登殿。

筑北村議会議員、関川修次。

辞職願。

このたび一身上の都合により、議員を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（待井安登議員） お諮りします。関川修次議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） 3番、横山です。

先ほど社会文教常任委員会のほうで、新しく互選で副委員長になって、それからものの10分もたたないうちに辞職という届が出された。甚だもって議会軽視もいいところでありまして、辞職理由が一身上の都合。新聞報道等によれば、何か次期村長選に出るような話も出ておりましたけれども、本来であれば新聞発表される前に潔く辞職願を出して、それから発表するのが筋かと思います。

それもありますけれども、本当、これだけ議会を騒がせて、ただ単に紙きれ1枚で辞職。盛んに関川議員はよく質問のたびに言うておりました。「私はトップでもって議員になった、私の後ろには四百数名の有権者が、その代表である」、まだ議会の任期は残っております。それだけの有権者の賛同を得てこの議場に立っていた人間が、まだそれだけの期限を残してやめるということに対して、ただそれで認めていいのか、この状態でいくとこの筑北村議会、本当にばかにされているような状況だと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） ほかにご意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） ただいま辞職に関するご意見がございました。今までの経過を踏まえて、辞職願につきましては議長として正当な理由と認めまして受理をしております。

再度お諮りします。関川修次議員の辞職に関しては許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、関川修次議員の辞職を許可することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎村長閉会あいさつ

○議長（待井安登議員） ここで村長より、あいさつがあります。

関川村長。

○村長（関川芳男） 閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

9月10日開会し、本日までの8日間にわたり、報告1件、認定13件、議案21件、諮問1件、同意1件を上程させていただきましたが、慎重審議をいただき、本日ここにすべての議案をお認めいただき、大変ありがとうございました。

私ごとでございますが、9月定例会最後のあいさつになりますので、少し時間をいただきたいと思います。

平成9年に当時の本城村の議員として初めて選挙に出馬して、きょうまで24年間、政治の世界に入り、皆様に支えられてやってまいりました。本当にありがとうございました。

過去を振り返ると、平成17年の筑北村誕生の前から本城村の合併協議会の委員として、最初から最後まで携わり、合併になった過程では麻績村の離脱もありました。その後、平成17年に筑北村が誕生し、初代の議長として6年間お世話になりました。

平成21年に、2代目の飯森村長が就任し、議会と行政との両輪での行政運営の歯車がかみ合わなくなってまいりました。ここで私は議長がかわれば歯車が合うのではないかと思い、議会内で相談をして、任期2年間を残し議長の職を退任し、新しい2代目の議長に前山さんが選ばれ着任し、任期残り2年間の間で行政と議会は私の議長の当時と変わりはなかったわけでございます。

平成 26 年、勢いに乗り 2 期目を目指す飯森村長の無投票ではないかという中で、議会の仲間、私の後援会からも強く要請され、現職に挑戦した結果、439 票差で勝利をいたしました。

私は当時のときから、やっても 2 期 8 年と目標を置いてやってまいりました。実は私の父親でございますが、現職で他界をし、住民に大変ご迷惑をかけたことがありました。したがって私の思いは、このような結果から目標を立てて村政のかじ取り役として 8 年が終わろうとしております。

初代村長の関森さんの栃平ダムの未完成や、地球温暖化による気象状況が変わり、毎年のように全国では大きな災害が発生し、尊い命が失われている中、防災関係に力を入れていかなければならないということは、いつも関森村長は口にしておりました。私が村長になって、国の治水・砂防の大会の後に必ずある防災関係の研修で、全国各地で災害に遭われた市町村長の体験や専門職の講話等を聞き、これからは小さな村でも防災係を専門に置く時代になってきたということで、消防署のＯＢや自衛隊のＯＢが教育され訓練等を積んでいることから、そういう人たちが適任であるということが言われてまいりました。

当村防災公園を事業化し、毎年防災訓練を行い、大きな地震の際には防災公園に避難をし、災害に対する物資・非常食等も整備されつつありますが、毎年何か新しいものを取り入れ、住民の皆様の安堵感を持たせることが大事であると思っております。

この防災公園のサッカー場を利用し、毎年何万人かが当村を訪れています。残念なのは人は来ても村の特産品や食事の提供をする人がいない。商工会にはお願いしても今、やっている商店で精いっぱいということであり、残念であります。今の状態では何もできない様子であります。

これからこの筑北村には交通網はだんだんと整備され完成し、車の量はふえます。各地域にある特産品売り場はそのままでもよいと思いますが、開発公社がありますので、音頭をとっていただいて、青木村道の駅にまではいかないですが、高知県宿毛市と連携をしております。また糸魚川の魚屋さんからも、イベントのときが来たら仲間に入れてくれないかというお話もありました。当村でもここ数年で、魚屋さんが 1 軒ありますが、なくなります。そういうことの中で当村でもいろいろな店が入るような道の駅というか、そういう名前のももありますけれど、そういうものがこれから必要ではないかと思われます。

次に、麻績村についてですが、筑北村の村長と麻績の村長は仲が悪いので、合併の話が出てこないという人もございました。8 年間、隣村の村長としておつき合いをさせていただきましておりましたが、マスコミ等を入れての話し合いは一度もありませんでした。会う機会はコロナ禍になってからは少なくなりましたが、どこの町村長よりも話はしております。一昨日 15 日にマスコミを入れての初めての懇談会が行われました。

道路関係では、それぞれの村のどこの地籍ではなく、両村をまたいで例えば国道 403 号であれば、下井堀から六工までというように広い範囲で事業認可を得るように同盟会に話し、県への要望をしていっていただきたいと思います。

コロナ対策では、麻績村は 2 回接種終了は 82.8%、筑北村では 85.9%であり、両村で連携をとりながら、拡大を抑えることで一致をさせていただきます。

小中学校につきましては、定着をしており、両村互いの考えを理解し、尊重し、それぞれの定着に努力をすることで一致をしました。

交流については、教育委員会や学校現場の意向に沿って交流を促進する。今後に向けては、当面は両村それぞれが目指す今の村づくりを最優先で進めることで一致をし、その後に合併の話が出てくるのではないかと思います。

いずれにいたしましても新しいリーダーのもとで両村の連携を、高野村長からは新リーダーによく引き継いでいただきますようということで、申し出がありました。

以上私が、筑北村誕生から 16 年目が終わろうとしております。また、村長も議員も任期満了になるわけですが、中でも私と合併後ずっとやってきていただいた前山議員は、本当に議員と村長の立場は違いますけれど、同じ考えで 16 年間最初から仲間として協力をいただき、ご指導をしていただきました。大変ありがとうございました。

ほかの議員には、長短はありましたが、本当に大変お世話になりました。また、管理職及び職員の皆様には、まだ 56 日の勤務が残っておりますので、最後にお礼を申し上げたいと思います。

また、定例会は本日で終わりますが、10 月には臨時議会、全員協議会がもう 1 回開かれる予定を考えております。よろしくお願い申し、9 月定例会閉会のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔拍 手〕

○議長（待井安登議員） お諮りします。これで本定例会は閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（待井安登議員） それでは本日の会議を閉じ、令和３年筑北村議会９月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前１０時２１分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員